

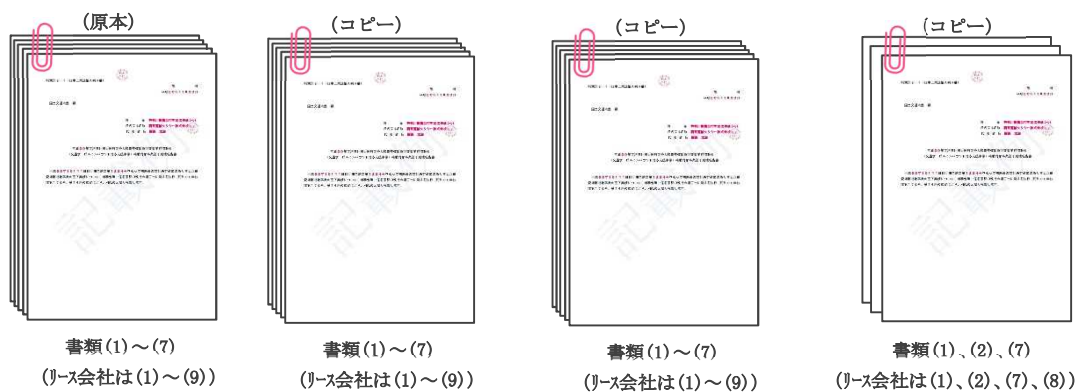
事業完了実績報告書の提出について（R1 補正サバイバル（車両））

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業（車両の登録）が完了したときには、補助対象事業の完了日（車両が新規登録された日）から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。なお、UD 車両については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針」に基づき、12月末日までに事業を完了し、事業完了日の翌年の1月末日までに提出する必要がありますので、1月末日までに提出することが困難な場合は、12月中に自動車交通部旅客第二課にご相談ください。

例）補助対象事業の完了日：11月1日 → 完了実績報告書の提出期限：12月1日

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)、(2)及び(7)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)、(7)及び(8)）のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべてA4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【完了実績報告書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）事業完了実績報告書（様式第4-6）【要捨印】
- (2) 令和元年度：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）事業完了実績表（様式第4-6別紙2）
- (3) 補助対象事業に係る自動車検査証の写し
- (4) 補助対象事業に係る請求書の写し（登録番号等、購入費用の内訳（オプション、諸費用、車両本体各）及び車名・グレードが確認できるもの）

- (5) 補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）
- (6) 補助対象事業に係る事業用自動車の写真（自動車の前面、左側面、後面（UDタクシーの場合はUDマークが確認できるもの）及びリフト、スロープ、回転シートが確認できる写真）
- (7) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）支払請求書（様式4-9）【要捨印】

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (8) 貸与する車両・船舶の状況（様式第4-6別紙2-2）
- (9) 自動車リース契約書

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
 - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式4-6別紙2において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
 - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「(5)補助対象経費の支払いを証する書面(領収証等)」を添付して提出できない場合
 - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**理由書**」
- リース会社の場合であって、自動車リース料金から補助金相当額を減免せず、タクシー事業者に補助金を渡す場合
 - タクシー会社へ補助金を渡す旨を記載した「**理由書**」
- 交付申請時に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、UD研修の開催が中止されるなどにより、UDタクシー1台につき2名以上のUD研修受講の挙証資料を添付していない場合。
 - **UD研修の受講者数調べ（様式指定あり）**
 - **必要人数分のUD研修受講修了証**
- 交付申請時に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、通達に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施することが困難として、計画書面を提出した場合。
 - **ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け通達）に基づく研修を年2回以上実施していることを証する書面（様式指定あり）**